

監査報告書

公益社団法人 島根県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
理 事 長 門 脇 浩 泰 殿

令和元年 7 月 26 日

監事 中 村 達 朗 殿

監事 南 口 誠 殿

私たち監事は、平成 30 年 7 月 1 日から令和元年 6 月 30 日までの平成 30 年度の本協会の業務の執行状況及び財産の運用状況について監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決済事項等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表および正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2. 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

・事業全般

理事の職務の不正行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

事業報告は、法令及び定款に従い、重要な点において法人の状況を正しく示しているものと認めます。

- ・総務部

業務処理に関連する規則や規程の改廃等の見直し、
基準点設置事業における測量業の登録の検討など、業務部と連携して
積極的に取り組まれています。

- ・業務部

社員向け研修の開催、単価契約先の発掘と、内外への発信に積極的に取り組ま
れています。

- ・経理部

法令・会計基準を遵守し概ね適正に処理されています。
処理方法の見直し、改善についても積極的に取り組まれています。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は法人の財産及び損益の状況をす
べて重要な点において適正に示しているものと認めます。